

令和3年第12回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和3年12月20日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和3年第12回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和3年12月20日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和3年12月20日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和3年12月20日 午前11時43分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
出席数8名	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員	1番	鶴丸 千尋		7番	大村 教男		
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	出水 翔太 下橋 史弥		
会議に付した事項	日程第1	議案第56号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について				
	日程第2	議案第57号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	日程第3	議案第58号	非農地証明願による申請について				
	日程第4	議案第59号	農業振興地域整備計画変更に伴う意見について				
	日程第5	議案第60号	農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について				
	日程第6	議案第61号	農地あっせん委員の選任について				

開会 午前 10 時 00 分

議 長（ 堅 山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

全員出席で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 3 年第 12 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1 番鶴丸委員と、7 番大村委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が 1 件 3 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

なお、マイクが不調であるため、発言される際は各委員に聞こえるよう大きな声でお伝えいただけますようお願いいたします。

議 長（ 堅 山）

それでは日程第 1 議案第 56 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 8 件、賃借権が 2 件、使用貸借権が 2 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思います。資料 2 ページの所有権の 72 番、74 番、資料 3 ページの賃借権の 160 番につきまして委員、もしくは委員と同居する親族となりますので先に質疑をさせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によりまして、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

それではまず、所有権の 72 番につきまして、質疑させていただきたいと思います。譲受人が大村委員本人となっておりますので、大村委員は質疑の間、退席をお願いします。

（大村委員退席）

議 長（ 堅 山）

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局（下橋）

それでは、説明いたします。2ページをお開き下さい。

所有権の72番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり承認することに決しました。

原案が承認されたので大村委員の入室を認めます

（大村委員入室）

それでは次に、所有権の74番について質疑させていただきたいと思います。譲受人の〇〇さんは、吉ヶ崎委員と同居する親族に該当します。よって質疑の間、吉ヶ崎委員は退席をお願いします。

（吉ヶ崎委員退席）

議長（堅山）

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局（下橋）

それでは、説明いたします。資料はそのまま2ページとなります。

所有権の74番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 (堅 山)
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)
異議なしと認めます。
よって本案は、原案どおり承認することに決しました。
原案が承認されたので吉ヶ崎委員の入室を認めます

(吉ヶ崎委員入室)

それでは次に、賃借権の160番について質疑させていただきたいと思
います。借人が上池委員本人となっておりますので、上池委員は質疑の間、
退席をお願いします。

(上池委員退席)

議 長 (堅 山)
それでは、事務局の説明をお願い致します。

事 務 局 (下 橋)
それでは、説明いたします。3ページをお開き下さい。

賃借権の160番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は東京都の〇〇さん、
申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権の設定でござ
います

議 長 (堅 山)
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 (堅 山)
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり承認することに決しました。

原案が承認されたので上池委員の入室を認めます

(上池委員入室)

議長(堅山)

それでは、引きつづき事務局の説明をお願いいたします。

事務局(下橋)

それでは、説明いたします。2ページをお開き下さい。

説明前に所有権の72番、74番につきましては、さきほど説明させていただきましたので省略させていただきますことをご了承ください。

所有権の73番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に75番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に76番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に77番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に78番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に79番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 3 ページをお開き下さい。

説明前に賃借権の 160 番につきましては、さきほど説明させていただきましたので省略させていただきますことをご了承ください。

賃借権の 159 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

続きまして 4 ページをお開きください。

使用賃借権の 161 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 162 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

続きまして 5 ページをお開きください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権 6 件 10 筆、面積 6,292 m²であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（ 堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（ 堅 山）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 56 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

議 長（堅 山）

次に、日程第 2 議案第 57 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転 6 件であります。
それでは順次、事務局の説明をお願いします。

事 務 局（下橋）

それでは、説明いたします。
7 ページをお開き下さい。

所有権の 33 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 34 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 35 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 36 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 37 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 38 番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

なお、申請にかかる地図の方は資料の 8 ページから 10 ページにかけて添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。以上でございます。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（ 堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（ 堅 山）

異議なしと認めます。

よって日程第 2 議案第 57 号農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議 長（ 堅 山）

次に日程第 3 議案第 58 号非農地証明願いによる申請について議題といたします。

今回は申請が 1 件あります。

資料の 12 ページの〇〇さんからの申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を稲村委員よろしくお願いいたします。

（稲村委員現地調査報告）

それでは令和 3 年 12 月 13 日月曜日に非農地証明申請に係る現地調査が行われましたので報告させていただきます。

出席したのは委員として、自分と堅山委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として申請者の代理人である〇〇さんが出席されました。

申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地の区分としましては農用地区域外農地で、第 2 種農地に該当するものと思われ
ます。

申請地は現況が宅地状態となっており、すでにこの状態になってから 20 年以上経過しているとのこと。農地への復元も著しく困難であると思われ、非農地として証明しても仕方のない農地であると思われ
ます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

鶴丸委員

どういう訳で建物が建ったのですか。

議長（堅山）

私と稲村委員が現地調査をしましたので、〇〇さんの家をご存じかと思
います。その南側となり牛小屋の隣です。私も小学校のころ半分くらい
は甘藷を作っていたような気がします。その頃は。その後今の住宅を造っ
てから30年と言われました。〇〇さんが親の面倒を見るという事で帰っ
て来られて、ちょっとした住宅を造られたんですけど、住宅が出来て間も
なくもう〇〇さんが亡くなって、それで、〇〇さんの〇〇さんが去年亡く
なられて、〇〇が〇〇県にいるという事で、そっちに引っ越そうかと。
それで、売買をということで地目が変わってないという事で今度変更しよ
うと。30年以上前のことですから、昔とことなのでざっとしたものでは
なかったのかな。今更どうしようもないという事で。屋敷にもう家が四つ
建っています。昔の馬小屋から今度造った家、母屋。許可もないも昔はい
らんかったのかな。そういう状態です。

よろしいですか。

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第3議案第58号非農地証明願による申請についての審議を
終えたいと思います。

議長（堅山）

次に日程第4議案第59号農業振興地域整備計画変更に伴う意見につい
てに議題といたします。

今回は農用地区域からの除外1件についての意見を求められております。

資料の16ページの〇〇さんからの農用地区域からの除外申請につきま
しては現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員よろしくお
願いいたします。

（木佐貫委員現地調査報告）

それでは令和3年12月13日月曜日に除外申請に係る現地調査が行われましたので報告させていただきます。

出席したのは委員として、自分と上池委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として申請者の代理人の〇〇さんが出席されました。

申請地は、農用地区域内農地に該当し、農地課に農用地利用計画変更申出書が提出されております。

申請地に関して、少なくとも平成16年より以前から隣接地の石油貯蔵施設用地の一部としてブロック堀と仕切られている状態であったのですが、町道の用地隣接境界立会により現在ブロック堀がしいてある場所が農用地区域内の農地であると判明したため、除外を希望するものであるとのことです。

除外が決定されたとして、第1種農地になると思われませんが、第1種農地の転用許可基準の既存施設の拡張に該当するものと思われま

す。なお、申請地にはすでに工事が完了しているものであります。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第4議案第59号農業振興地域整備計画変更に伴う意見についての審議を終えたいと思います。

議長（堅山）

次に、日程第5議案第60号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は3件の申請がございます。

最初に、21ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を稲村委員によろしくお願いいたしま

す。

(稲村委員現地調査報告)

それでは令和3年12月13日月曜日に転用申請に係る現地調査が行われましたので報告させていただきます。

出席したのは委員として、自分と豎山委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として申請者の〇〇さん、〇〇さん、申請人の代理人である〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の目的に関しては、議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としましては、第1種農地に該当すると思われませんが、申請地の北側に3戸以上の住宅が連なっており、集落に接続するものとして転用申請は可能であるものと思われま

す。資金に関しましては融資により賄う予定であるとのこと。面積に関しましては402.32㎡となっており、適当であると思われま

す。工事については、隣地等に被害が生じないよう万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処することとあります。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長(豎山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(豎山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(豎山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、26ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を上池委員によろしくお願いいたします。

(上池委員現地調査報告)

それでは令和3年12月13日月曜日に転用申請に係る現地調査が行われましたので報告させていただきます。

出席したのは委員として、自分と木佐貫委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として申請者の代理人として〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の目的に関しては、議案書に記載のあるとおりです。申請地は農地区分としましては、第2種農地に該当すると思われ転用申請は可能であるものと思われまます。

なお、資金に関しましては自己資金により賄う予定であるとのこと。面積に関しましては2,869㎡となっており、適当であると思われまます。

なお工事については、隣地等に被害が生じないよう万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処するとのこととあります。以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めまます。

よって本案は原案のとおり承認することに決ましました。

次に、30ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員によりしくお願いいたします。

（木佐貫委員現地調査報告）

それでは令和3年12月13日月曜日に転用申請に係る現地調査が行われましたので報告させていただきます。

出席したのは委員として、自分と上池委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として申請者の〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の目的に関しては、議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としましては、第2種農地に該当すると思われ転用申請は可能であるものと思われまます。

資金に関しましては融資より賄う予定であるとのこと。面積に関しましては557㎡となっており、適当であると思われまます。

工事については、隣地等に被害が生じないよう万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処するとのこととあります。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第 5 議案第 60 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議 長（堅 山）

次に、日程第 6 議案第 61 号農地あっせん委員の選任について議題といたします。

今回は、所有権の申し出が 1 件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議 長（堅 山）

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思えます。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局（出 水）

それでは、私の方で説明させていただきます。
資料 34 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さん及び〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。なお申請地は〇〇さんと〇〇さんが、共有で所有している農地となります。

申請地とその周辺につきましては、34 ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に木佐貫委員と上池委員を指名いたします。委員長は木佐貫委員にお願いしたいと思います

以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 6 議案第 61 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議 長（ 堅 山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※1月現地調査：19日（水）

定例総会：25日（火）

申請締切：12日（水）

議 長（ 堅 山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東申良町農業委員会令和 3 年第 12 回定例総会を閉会いたします。